

## 序章

### 1 はじめに

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、法第 22 条の定めるところにより設立された法人です。古くから社会福祉事業の主たる担い手として地域の中で活動してきた民間法人であり、他の経営主体と比べ、福祉サービスのノウハウや経験、専門人材や施設・設備をより多く有している経営主体です。

昭和 40 年代以降、福祉に関する様々な課題に対して、急速に制度の充実が図られてきましたが、価値観の多様化や、核家族化の進展等、社会構造が大きく変わる中、住民の抱える生活上の困難全てに既存の制度で十分に対応できているわけではありません。高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯における認知症、家庭内の閉鎖的環境から生ずる虐待、精神疾患による精神的・経済的な困窮、発達障害、地域での孤立など、社会生活上の困難を抱える者は増加傾向にあり、また、一つの世帯で抱える課題も複雑化・複合化しており、これらの方々に対する日常生活の見守りや権利擁護など、制度を越えた支援が必要となっています。

また、社会福祉基礎構造改革以降、福祉分野への様々な経営主体の参入が可能になっていますが、過疎地等には事業者の参入がなく、制度に基づくサービスについても、提供が困難となっている場合もあり、このような社会福祉制度の狭間にあるニーズや市場原理では必ずしも確保できないニーズについて、組織的かつ継続的に取り組んできた社会福祉法人に期待される役割はますます大きくなっています。

一方、特別養護老人ホーム等への参入規制や、補助金・税制などの財政的な優遇措置に対して、他の民間経営主体とのイコールフットィングの観点から問題を指摘されることも少なくなく、これらを払拭し、住民から信頼しうるより公益的な組織とするため、平成 28 年度以降、組織のガバナンスの強化や透明性の確保等、社会福祉法人に関する大幅な制度改正が行われました。

### 2 社会福祉法人制度改革の要点

社会福祉基礎構造改革から 10 年を経て、福祉の分野に様々な経営主体が参入してくる中で、社会福祉法人のいわゆる内部留保の問題等、経営の不透明さがクローズアップされ、公益法人としての社会福祉法人の在り方が問われはじめました。

これらを背景に、平成 25 年から平成 27 年にかけて行われた、社会福祉法人の在り方検討会や社会保障審議会福祉部会での議論を踏まえ、平成 28 年に社会福祉法人の制度について定めた社会福祉法の大幅な改正が行われました。

「社会福祉法人制度改革」の要点は以下のとおりです。

**(1) 経営組織のガバナンスの強化**

議決機関としての評議員会を必置、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

**(2) 事業運営の透明性の向上**

計算書類・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

**(3) 財務規律の強化**

- ・ 適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資
- ・ 役員報酬基準の作成と公表
- ・ 役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
- ・ 社会福祉充実残額（再投下財産額）の明確化
- ・ 社会福祉充実残額を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施や拡充に係る計画の作成を義務付け 等

**(4) 地域における公益的な取組を実施する責務**

- ・ 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

**(5) 行政の関与の在り方**

- ・ 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等